

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成21年12月15日提出
<b>【発行者名】</b>	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント 投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
<b>【事務連絡者氏名】</b>	岩佐 慎一
<b>【電話番号】</b>	03-5424-5100
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券に係るファンドの 名称】</b>	モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ ファンド
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券の金額】</b>	上限1,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド  
（以下「本ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」または「受託者」といいます。）を受託者とする追加型の証券投資信託です。

受益権の当初元本は1口当たり1円です。

本ファンドは格付を取得していません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（ ）

基準価額は、販売会社（下記(8)「申込取扱場所」に記載する販売会社をいいます。）または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日の場合は午前9時から正午まで）

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

このほか、原則として計算日（\*）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「日本成長」の略称で掲載されます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日（\*）における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示することがあります。

\*「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

### （５）【申込手数料】

取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

上記にかかわらず、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に

定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合および「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

自動けいぞく投資契約については後記「(6) 申込単位」をご覧ください。

#### (6) 【申込単位】

1円以上1円単位

本ファンドは現在、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(\*)に従って契約(「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結することを条件とした取得申込に限り受付けています。収益分配金の手取り相当額は自動的に再投資されます。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

#### (7) 【申込期間】

平成21年12月16日から平成22年12月15日まで

申込期間は、委託会社が上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)は下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

(半日営業日の場合は午前9時から正午まで)

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

なお、販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または登録金融機関が当該販売会社に取次ぐ場合があります。

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社の定める期日までに、申込代金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額)をお申込みの販売会社に支払うものとします。

申込期間中の各取得申込日の発行価額の総額は、各追加信託が行われる日に、販売会社により委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する各ファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

原則として、販売会社において払込を取扱います。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

申込みの方法等

取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。このほか、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合において、別の定めが

ある場合はそれに従います。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域での発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。主にモルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。

###### ファンドの基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく本ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、本ファンドに該当する商品分類及び属性区分に網掛けを付しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	<b>国内</b>	<b>株式</b>
<b>追加型投信</b>	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	<b>ファミリー ファンド</b>
一般	<b>年2回</b>	<b>日本</b>	ファンド・ オブ・ ファンズ
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	
債券	年12回 (毎月)	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信			
<b>その他資産 (投資信託証券 (株式一般))</b>			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

上記商品分類表及び属性区分表の各項目の定義は下記の通りです。なお、上記以外の項目を含む全分類・区分の項目及び定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) にてご覧になれます。

## 商品分類表の各項目の定義

単位型投信・追加型投信の区分	
(1) 単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2) 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分	
(1) 国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産（収益の源泉）による区分	
(1) 株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
(5) 資産複合	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表の各項目の定義

投資対象資産による属性区分	
株式	
(1) 一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 大型株	目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 中小型株	目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
債券	
(1) 一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4) その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5) 格付等クレジットによる属性	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）の発行体による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記（1）から（4）に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
不動産投信	これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
その他資産（ ）	組入れている資産を記載するものとする。
資産複合	以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分	
(1) 年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2) 年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3) 年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4) 年6回（隔月）	目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5) 年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
(6) 日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分（重複使用可能）	
(1) グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5) アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6) オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7) 中南米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8) アフリカ	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9) 中近東（中東）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10) エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分	
(1) ファミリーファンド ( )	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
(2) ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

投資形態による区分が「ファミリーファンド方式」の場合、主たる投資対象資産が親投資信託（マザーファンド）の受益証券となるため、投資対象資産による属性区分は「その他資産（投資信託証券）」となります。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じた実質的な投資対象資産については、属性区分の後に括弧書きにて併記することが可能となっております。

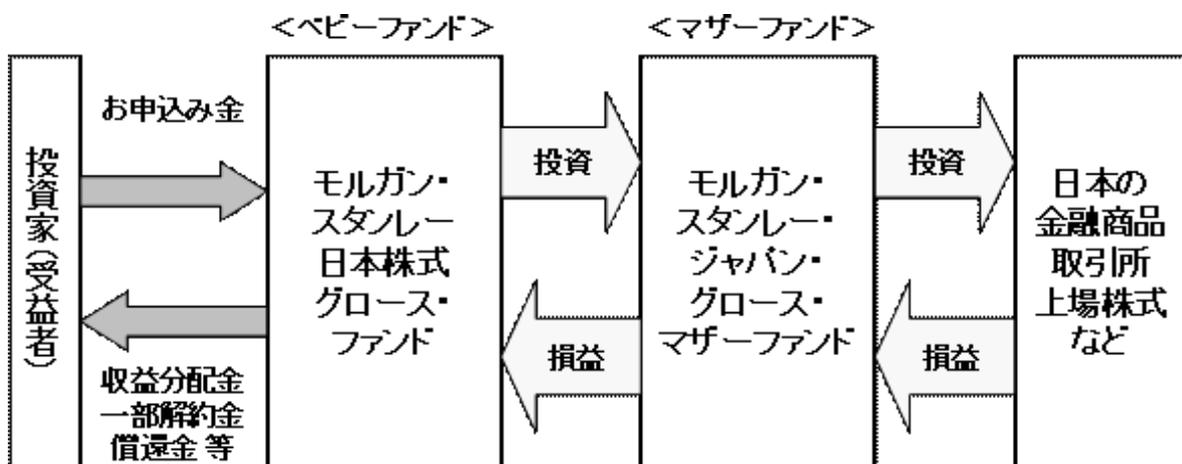
#### 信託金限度額

本ファンドの信託金限度額は1,000億円です。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

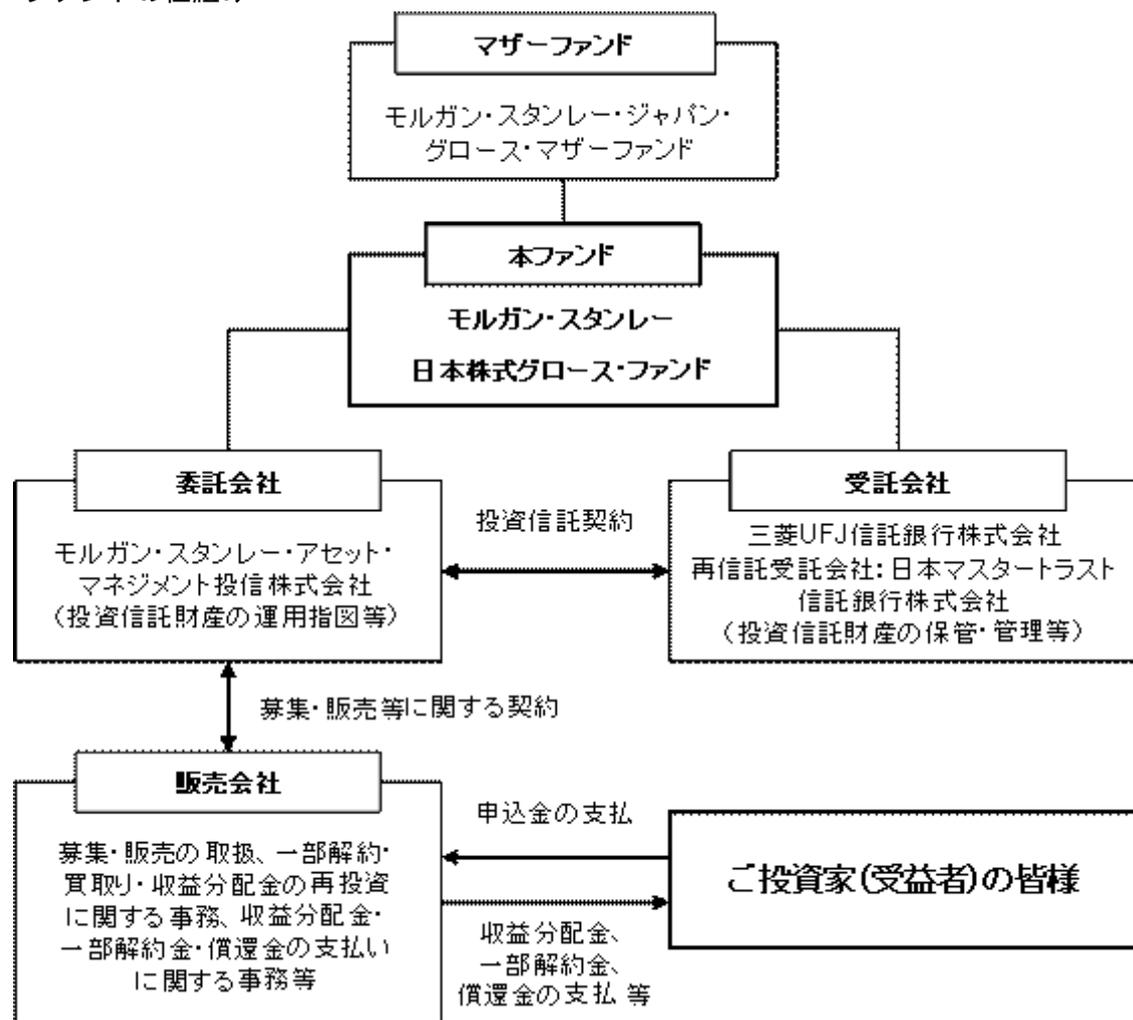
- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主に日本の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
- 徹底したファンダメンタルズ分析に基づき、利益成長が日本経済全体の成長速度を上回ることが見込まれる銘柄に分散投資します。
- 銘柄選択は、会社訪問などを通じ、企業のファンダメンタルズ分析により個別銘柄を選別する「ボトムアップ・アプローチ」（ ）を基本とします。  
各企業（銘柄）の事業内容や業績、財務指標等の分析を通じた投資魅力度を個別に判断し、投資候補銘柄を積み上げていく手法。
- 幅広い投資ユニバースの中から、グロース・スタイルの投資アプローチを用いてボトムアップで利益成長企業を選別し、ポートフォリオを構築します。
- ポートフォリオ管理では、リスクの観点から、大型株と中小型株のバランスを考慮して分散投資します。
- 本ファンドは「ファミリーファンド方式」（ ）により運用を行います。  
「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家の皆様から投資された資金をまとめてベビーファンド（「モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド」）とし、その資金を親投資信託であるマザーファンドに投資して、実質的運用を行う仕組みです。



\* 平成21年10月末日現在、マザーファンドは本ファンドのほか、他の複数のファンド（ベビーファンド）とで共有されています。今後もマザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）が設定される場合があります。

## （２）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み



投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。

募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。

#### 委託会社等の概況

- ・名称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
- ・資本金の額：9億9,000万円（平成21年10月末日現在）
- ・会社の沿革
  - 昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
  - 昭和62年3月31日 投資顧問業登録
  - 昭和62年9月9日 投資一任業務認可
  - 平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
  - 平成7年9月14日 投資信託委託業務の免許取得
- ・大株主の状況（平成21年10月末日現在）
  - 名称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社
  - 住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
  - 所有株式数：4,502株
  - 発行済株式数に対する所有株式数の比率：100.0%



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

#### 運用方法

##### ・投資対象

モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

##### ・投資態度

- ・主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- ・マザーファンドを通じた株式への投資にあたっては、成長性、収益性等を勘案して選定した成長株を中心に投資を行い、積極的に値上がり益の獲得を目指します。
- ・投資する株式の銘柄選択については、会社訪問をベースに徹底した企業のファンダメンタルズ分析により個別銘柄を選別する「ボトムアップ・アプローチ」を基本とします。
- ・フルインベストメントを基本とし、リスク軽減を図るため分散投資を行います。
- ・非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（注）「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### <参考> マザーファンドの投資方針

##### 基本方針

株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

##### 運用方法

##### ・投資対象

日本の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

##### ・投資態度

- ・主として日本の株式に投資します。
- ・株式への投資にあたっては、成長性、収益性等を勘案して選定した成長株を中心に投資を行い、積極的に値上がり益の獲得を目指します。
- ・会社訪問をベースに徹底した企業のファンダメンタルズ分析により個別銘柄を選別する「ボトムアップ・アプローチ」を基本とします。
- ・フルインベストメントを基本とし、リスク軽減を図るため分散投資を行います。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### マザーファンドの運用プロセス

##### ・運用全体の流れ

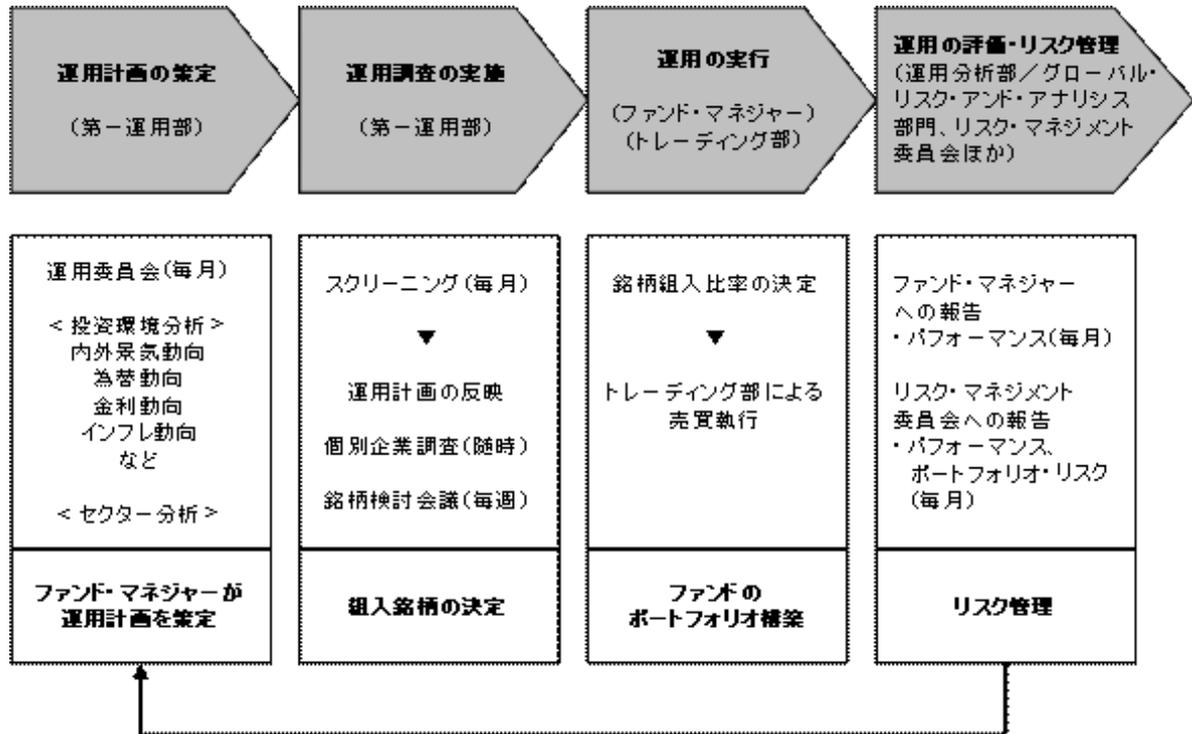
ファンドの運用全体の流れは、「運用計画の策定」、「運用調査の実施」、「運用の実行」、「運用の評価・リスク管理」の4部の構成になります。

まず、「運用計画の策定」では、月次で開催される運用委員会において検討される内外景気動向、為替動向、金利動向、インフレ動向、各業種動向等の投資環境分析結果を受けて、ファンド・マネジャーはファンドの運用計画を策定します。

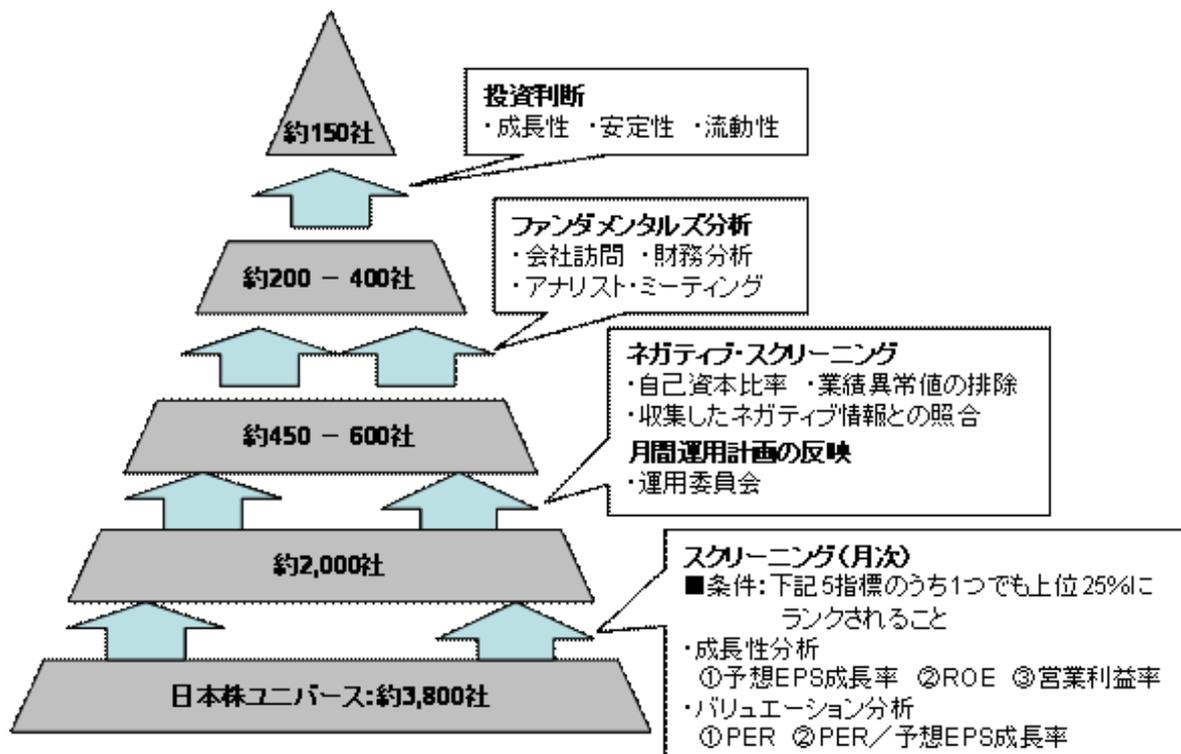
次に、「運用調査の実施」では、銘柄選定プロセスに基づき、ファンダメンタルズ分析を重視して組入れ銘柄を決定します。

さらに、「運用の実行」では、運用部から独立した組織であるトレーディング部が、ファンド組入れ銘柄の売買を執行します。

最後に、「運用の評価・リスク管理」では、運用部とは別組織の運用分析部が、月次でファンドのパフォーマンスおよびリスクの検証を行い、それを基に委託会社グループ内のグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がパフォーマンスおよびリスク等のモニタリングを実施しています。その中で異常値が認められた場合、各拠点のリスク・マネジメント委員会に報告が行われ、ファンドのリスク管理に活用されます。



## 銘柄選定プロセス 組入れ銘柄選択プロセス



※上記の銘柄数は市場環境・資金事情等に応じて適宜増減させています。

ファンドでは、それぞれの企業の成長性とその株価水準の妥当性から選出された成長銘柄群の中から、徹底した個別銘柄調査を実施し組入れ銘柄を決定します。

### 第一段階 スクリーニング

ファンドでは、投資ユニバース（約3,800社）に対して毎月スクリーニングを行います。スクリーニングでは、成長性要因およびバリュエーション要因からランキングを行い、5指標のうち1つでも上位25%にランキングされた銘柄を投資候補銘柄とします。

運用チームがスクリーニングで重視する指標	
成長性の評価	バリュエーションの評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想1株当たり利益（EPS）成長率</li> <li>・ 自己資本利益率（ROE）</li> <li>・ 営業利益率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株価収益率（PER）</li> <li>・ 株価収益率（PER）/ 予想1株当たり利益（EPS）成長率</li> </ul>

### 第二段階 ネガティブ・スクリーニング

次に、スクリーニングを補正する目的でネガティブ・スクリーニングを行います。自己資本比率、業績異常値、リサーチ活動で得たネガティブ情報、更には運用基本方針などの観点からネガティブ・スクリーニングを実施し、投資候補銘柄を絞り込みます。

### 第三段階 ファンダメンタルズ分析

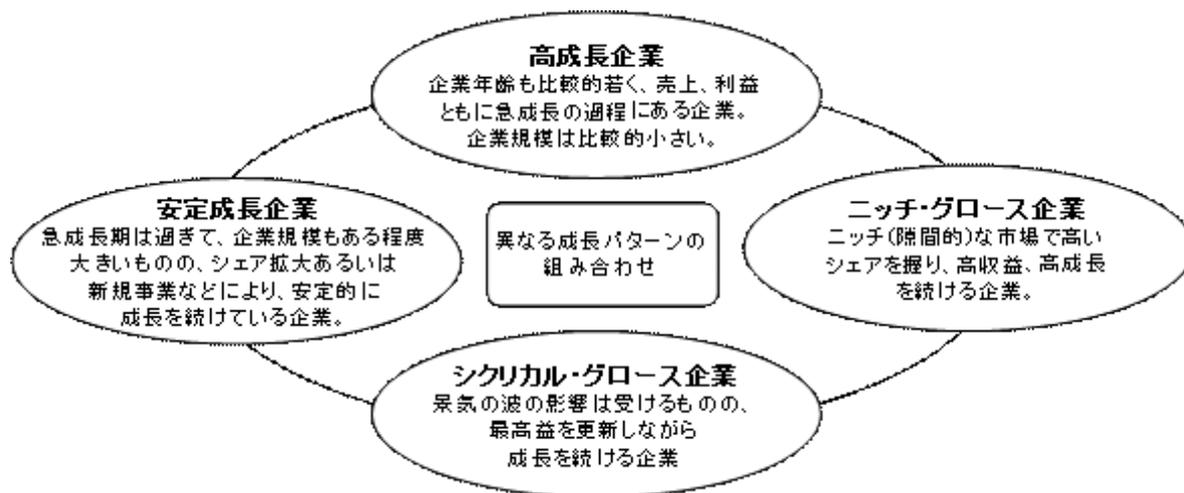
次に運用チームは、これらのスクリーニングにより選出された投資候補銘柄に対して、詳細なファンダメンタルズ分析を行います。個別銘柄のファンダメンタルズ分析では、企業の売上高動向や収益力、財務内容、長期ビジネス展開力、マネジメント能力等を分析し、また、業績予想およびキャッシュフロー予測を独自に行います。これらの調査結果をもとに運用チーム全員が参加する週次の銘柄検討会議で協議を重ね、ファンドへの組入れ銘柄候補を絞り込みます。

#### 第四段階 投資判断 / ポートフォリオ構築

これらのプロセスを経て、最終的に約150銘柄から構成されるポートフォリオが構築されます。分散投資、相対的価値評価、安定性、流動性等などを考慮して各銘柄の投資ウエイトを決定します。

#### 分散投資の考え方

企業の成長性を見る場合、ファンドでは基本的に、その企業の潜在的な利益成長性を重視します。しかし、特定の成長パターンの銘柄に集中させてファンドを組み立ててしまうと、株式市場の変動の影響をより大きく受けてしまうことにもなりかねません。そこで、ファンドではリスクを考慮し、利益成長のパターンを概念的に複数のパターンに分散して捕らえます。具体的には、下記のようなパターンが例として考えられます。なお、これらの考え方はあくまで概念的な例であり、これらを基にした資産配分は行いません。



上記の運用プロセスは、平成21年10月末日現在におけるものであり、今後変更になる場合があります。また、資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- ・有価証券
- ・デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
  - a．有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - b．有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - c．有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - d．外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
  - e．有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
  - f．有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

ます。)に係る権利

- g. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- h. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- i. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- j. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（a. から h. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

- . 約束手形

- . 金銭債権

- . 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

#### 運用の指図範囲等

- . 委託会社は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるモルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第21条第1項）
  - . 株券または新株引受権証券
  - . 国債証券
  - . 地方債証券
  - . 特別の法律により法人の発行する債券
  - . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - . コマーシャル・ペーパー
  - . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 . から上記 . までの証券または証書の性質を有するもの
  - . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
  - . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
    - . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
    - . 外国法人の発行する譲渡性預金証書
    - . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
    - . 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
    - . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、上記 ．の証券または証書および上記 ．の証券または証書のうち上記 ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 ．から上記 ．までの証券および上記 ．の証券のうち上記 ．から上記 ．までの証券の性質を有するものならびに上記 ．の投資法人債券を以下「公社債」といい、上記 ．および上記 ．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ・委託会社は、信託金を、上記 ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。（約款第21条第2項）

- ・預金

- ・指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- ・コール・ローン

- ・手形割引市場において売買される手形

- ・貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ・外国の者に対する権利で上記 ．の権利の性質を有するもの

- ・上記 ．にかかわらず、設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、投資信託財産を、上記 ．の金融商品により運用することの指図ができます。（約款第21条第3項）

- ・委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（約款第23条）

#### その他の取引に関する事項

委託会社は、約款に定める範囲において、下記の取引の指図を行うことができます。

- ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。（約款第25条）

- ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。（約款第26条第1項）

- ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を、約款で規定する範囲において行うことの指図をすること。（約款第26条第2項）

- ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。（約款第26条第3項）

- ・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことの指図をすること。(約款第27条)
- ・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。(約款第28条)
- ・ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすること。(約款第30条)
- ・ 投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図すること。(約款第33条)

なお、マザーファンドにおける投資対象等は、上記に準じます。

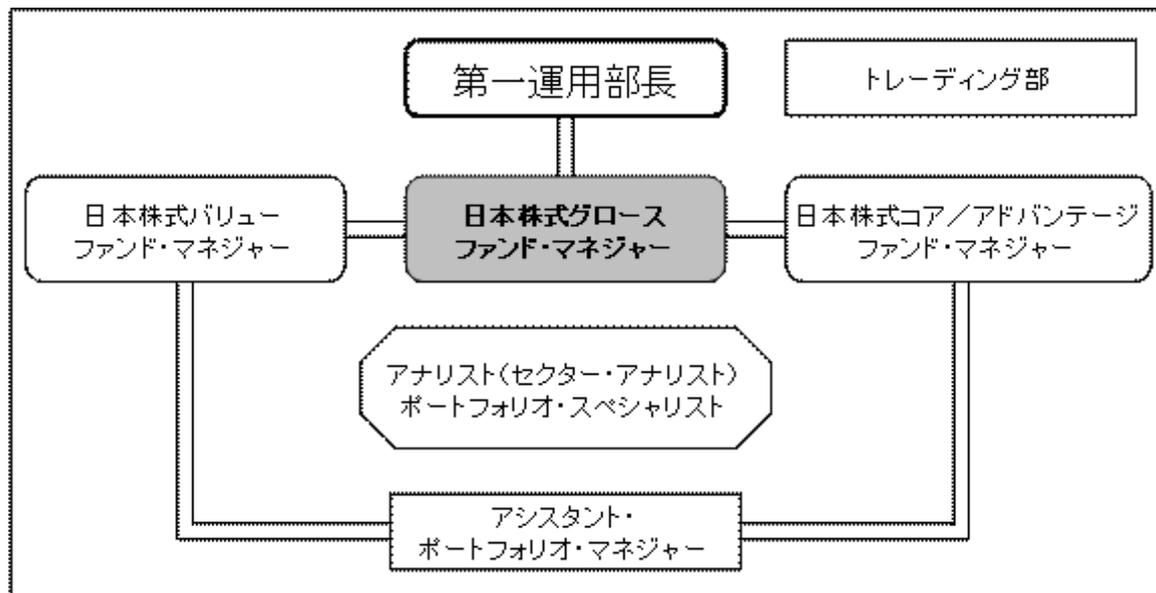
### （３）【運用体制】

#### ．運用体制の特徴

ファンドは、組織的なチーム運用体制を採用しており、その運用は日本株式ファンド・マネジャーとアナリストおよびポートフォリオ・スペシャリストで構成する第一運用部(日本株式運用)が担当します。ただし、最終的な銘柄の選択および投資比率の決定は日本株式グロースのファンド・マネジャーに一任されます。

運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行します。

#### 第一運用部(日本株式運用)組織図



(ファンドの運用は日本株式グロースのファンド・マネジャーが担当します。)

#### ．運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法および投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。

また、委託会社は、ファンド運用に関する基本的な事項について、ファンド運用の適正化を目的に「投資信託運用規程」を定めています。当規程では、ファンドの運用に関する基本的な事項のうち、関係法令・諸規則等における規定および委託会社固有のルールを投資対象資産ごとに記載しています。運用者は当規程を遵守し、受益者のために忠実に運用の指図を行うことが求められています。上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

#### ．内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織部門等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、

当組織部門等には合計で15名程度の人員が配置されております。

#### コンプライアンス部

コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規則および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

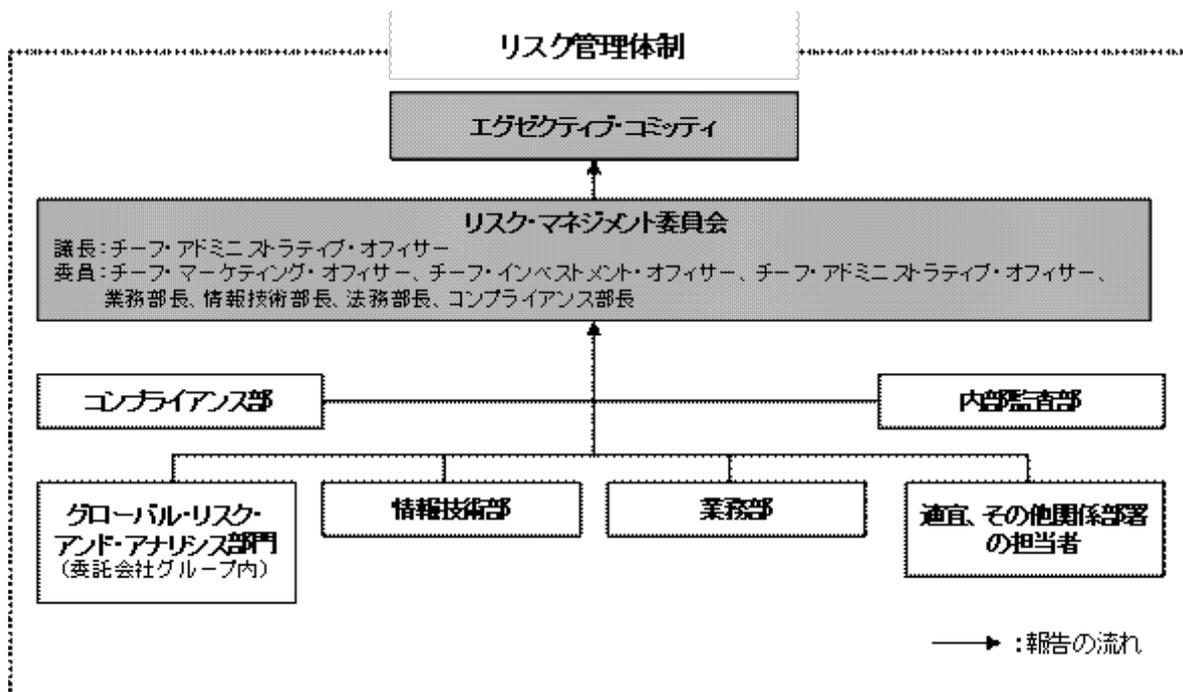
#### 内部監査部

内部監査部は、委託会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて9 - 51ヶ月の頻度で内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に行い、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

#### リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会は、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、情報技術部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



#### ・委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

##### 受託会社に対する管理体制

委託会社では、信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性

設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力

証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

上記は平成21年10月末日現在におけるものであり、今後変更になる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年2回の毎決算時（原則3月15日および9月15日、ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。
- ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ・ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（配当等収益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 売買損益に評価損益を加減した利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

本ファンドの収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

約款に基づく投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款別紙「運用の基本方針」）
- ・ 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。（約款第31条）
- ・ 委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。（約款第21条第4項）
- ・ 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。（約款第21条第5項）
- ・ 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（約款第24条第1項）

- ・ 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。(約款第24条第2項)
- ・ 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(約款第29条)

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、実質投資割合とは、投資信託財産に属する当該資産の時価総額と、当該資産の投資信託財産に属するとみなした額との合計額を、純資産総額で除して得た割合をいいます。

#### 法令に基づく投資制限

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式の議決権を含みます。以下本項において同じ。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・ デリバティブ取引の取引制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、外国為替相場の変動の影響を受けます。したがって、基準価額は変動しますので、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で投資信託を取得する場合は、投資者保護基金の保護の対象にはなりません。

本ファンドの主なリスク（マザーファンドを通じて受ける実質的なリスクを含みます。）は以下の通りです。ただし、以下の記述は全てのリスクを網羅したものではありません。

##### 株式の価格変動リスク

国内および国際的な景気、経済、社会情勢等の変化の影響を受け、また、業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは、価格変動リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

##### 信用リスク

株式の価格は、発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により下落することがあります。このような場合、ファンドは、信用リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

##### 解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

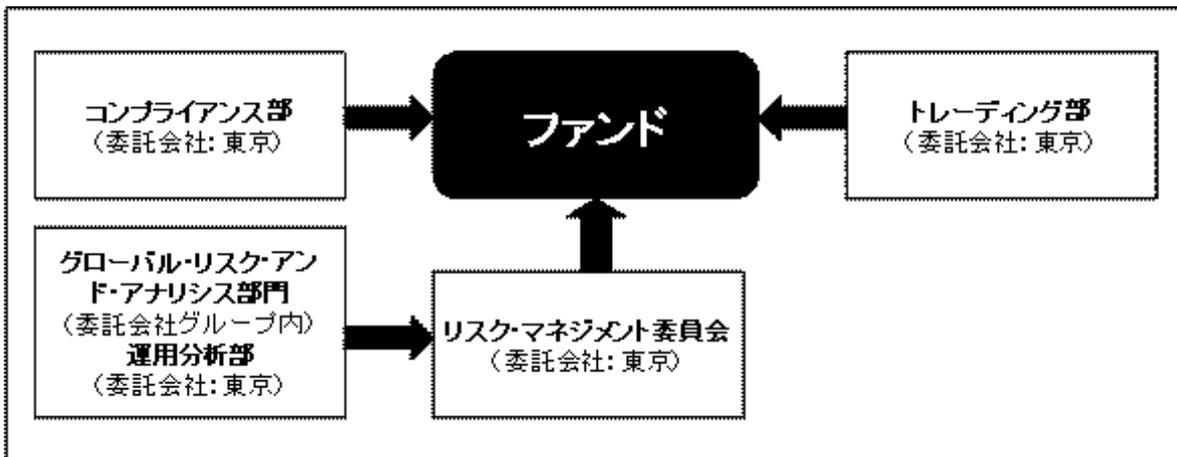
##### ファミリーファンド方式に係る留意点

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行うため、実質的な運用は主としてマザーファンドで行われます。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの受益証券は、平成21年10月末現在、既に複数のファンドにより保有されています。（今後、マザーファンド受益証券を投資対象とする新たなファンドが設定される可能性もあります。）

したがって、マザーファンド受益証券に投資する他のファンドの資金動向がマザーファンドの運用に影響を及ぼす可能性があり、その場合、本ファンドもその影響を受けることがあります。

## （２）投資リスクに対する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用にかかわるリスクについて、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。



### パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社グループでは、グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がポートフォリオ・リスク・モニタリングを実施します。同部門ではファンドのパフォーマンスまたはリスク値を分析しており、その結果、異常値を認めた場合には、委託会社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、同委員会が当該ファンドの調査を行った結果、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請します。なお委託会社においては運用分析部が、同部門の一員として、設定されているファンドのパフォーマンスおよびリスクを分析しており、その結果を同部門に報告しています。

### 売買執行体制

運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行します。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、社内牽制体制を確立しています。

### コンプライアンス体制

前述の「運用体制」の項をご参照下さい。

### リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」の項をご参照下さい。

上記は平成21年10月末日現在におけるものであり、今後変更になる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、申込手数料には消費税等が含まれます。

上記にかかわらず、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合および「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

**（２）【換金（解約）手数料】**

換金手数料はありません。

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に下記の料率（年率）を乗じて得た金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7875% (税抜0.75%)	0.735% (税抜0.70%)	0.0945% (税抜0.09%)	1.617% (税抜1.54%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。

なお、ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

**（４）【その他の手数料等】**

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券等を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（マザーファンド受益証券の保有を通じて間接的に負担する費用を含みます。以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生の都度、投資信託財産が実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ・ 投資信託財産に係る監査報酬
- ・ 法律顧問に対する報酬
- ・ 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ・ 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・ 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ・ 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託会社は上記に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

**（５）【課税上の取扱い】**

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。ただし、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（ 1 ） 源泉徴収（申告不要）10% （所得税7%、地方税3%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡所得（ 2 ） 申告分離課税10% （所得税7%、地方税3%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

1：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。申告分離課税により確定申告を行う場合は、普通分配金と上場株式等の譲渡損との間で損益通算を行うことができます。なお、税率は平成24年1月1日より20%（所得税15%、地方税5%）に変更される予定です。

2：原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。また、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。なお、税率は平成24年1月1日より20%（所得税15%、地方税5%）に変更される予定です。

#### 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金相当額	源泉徴収 7%（所得税7%） （ 3 ）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

3：税率は平成24年1月1日より15%（所得税15%）に変更される予定です。

\* 法人税の益金不算入制度の適用が可能です。その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。  
個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込みに係る手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座等で同一ファンドを取得する場合は当該口座等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受け取った場合は、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金

を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

なお、販売会社による受益権の買取（買取請求制）により受益権を換金した際の課税方法等につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記は平成21年10月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成21年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	106,449	100.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		210	0.20
合計(純資産総額)		106,239	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、「ファンドの経理状況 1 財務諸表 (3) 注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】(全銘柄)

(平成21年10月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額または口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券		106,237,168	1.0106	107,363,282	1.0020	106,449,642	100.20

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

## 投資有価証券の種類別投資比率

(平成21年10月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.20
合計	100.20

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年10月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

（平成21年10月30日現在）

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	（平成14年9月17日）	8,847,092	8,847,092	0.8843	0.8843
2期	（平成15年3月17日）	13,079,729	13,079,729	0.7140	0.7140
3期	（平成15年9月16日）	18,080,411	18,080,411	0.9768	0.9768
4期	（平成16年3月15日）	24,459,483	24,459,483	1.0697	1.0697
5期	（平成16年9月15日）	32,160,884	32,160,884	1.1209	1.1209
6期	（平成17年3月15日）	42,735,989	42,735,989	1.2038	1.2038
7期	（平成17年9月15日）	55,493,244	55,493,244	1.3466	1.3466
8期	（平成18年3月15日）	89,809,841	89,809,841	1.6655	1.6655
9期	（平成18年9月15日）	95,887,881	95,887,881	1.5000	1.5000
10期	（平成19年3月15日）	110,272,652	110,272,652	1.5287	1.5287
11期	（平成19年9月18日）	106,417,727	106,417,727	1.3374	1.3374
12期	（平成20年3月17日）	89,696,999	89,696,999	0.9944	0.9944
13期	（平成20年9月16日）	92,363,629	92,363,629	0.9160	0.9160
14期	（平成21年3月16日）	66,841,855	66,841,855	0.6319	0.6319
15期	（平成21年9月15日）	103,992,534	103,992,534	0.8938	0.8938
	平成20年10月末日	72,463,079	-	0.6992	-
	11月末日	74,596,068	-	0.7086	-
	12月末日	75,016,258	-	0.7152	-
	平成21年1月末日	73,304,016	-	0.6888	-
	2月末日	69,743,320	-	0.6435	-
	3月末日	75,018,973	-	0.6608	-
	4月末日	80,845,497	-	0.7054	-
	5月末日	91,631,153	-	0.7831	-
	6月末日	97,624,437	-	0.8434	-
	7月末日	101,911,908	-	0.8737	-
	8月末日	105,581,550	-	0.9026	-
	9月末日	106,672,917	-	0.8967	-
	10月30日	106,239,394	-	0.8842	-

**【分配の推移】**

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0
2期	0
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0
9期	0
10期	0
11期	0
12期	0
13期	0
14期	0
15期	0

## 【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率（％）
1期	11.57
2期	19.26
3期	36.81
4期	9.51
5期	4.79
6期	7.40
7期	11.86
8期	23.68
9期	9.94
10期	1.91
11期	12.51
12期	25.65
13期	7.88
14期	31.02
15期	41.45

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日\*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

\* 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

## (参考情報)

## (1)「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成21年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	日本	1,966,339	97.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		57,122	2.82
合計(純資産総額)		2,023,461	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 有価証券の評価方法は、「ファンドの経理状況 1 財務諸表 参考情報 (2) 注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

## (2)「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」の投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成21年10月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ワコム	日本	株式	電気機器	333	102,779.81	34,225,676	206,000.00	68,598,000	3.39
2	楽天	日本	株式	サービス業	1,065	43,901.08	46,754,650	62,400.00	66,456,000	3.28
3	ニトリ	日本	株式	小売業	8,800	5,070.00	44,616,000	7,340.00	64,592,000	3.19
4	丸紅	日本	株式	卸売業	120,000	301.32	36,158,400	460.00	55,200,000	2.73
5	日本電産	日本	株式	電気機器	7,000	4,300.00	30,100,000	7,830.00	54,810,000	2.71
6	デンソー	日本	株式	輸送用機器	20,100	2,040.00	41,004,000	2,555.00	51,355,500	2.54
7	キヤノン	日本	株式	電気機器	14,400	2,595.00	37,368,000	3,530.00	50,832,000	2.51
8	三井物産	日本	株式	卸売業	34,800	855.70	29,778,360	1,223.00	42,560,400	2.10
9	ツムラ	日本	株式	医薬品	13,500	2,541.17	34,305,795	3,120.00	42,120,000	2.08
10	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	10,700	2,940.00	31,458,000	3,660.00	39,162,000	1.94
11	スクウェア・エニックス・ホールディングス	日本	株式	情報・通信業	16,800	1,582.00	26,577,600	2,275.00	38,220,000	1.89
12	住友不動産	日本	株式	不動産業	20,000	1,119.36	22,387,200	1,770.00	35,400,000	1.75
13	第一精工	日本	株式	電気機器	7,700	1,210.00	9,317,000	4,480.00	34,496,000	1.70
14	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	日本	株式	サービス業	59,700	665.42	39,725,574	559.00	33,372,300	1.65
15	中外製薬	日本	株式	医薬品	18,600	1,593.00	29,629,800	1,788.00	33,256,800	1.64
16	日本製鋼所	日本	株式	機械	32,000	906.00	28,992,000	1,022.00	32,704,000	1.62
17	インターネットイニシアティブ	日本	株式	情報・通信業	158	95,479.21	15,085,715	206,800.00	32,674,400	1.61
18	大阪証券取引所	日本	株式	その他金融業	71	343,000.00	24,353,000	440,000.00	31,240,000	1.54
19	リコー	日本	株式	電気機器	24,000	1,071.00	25,704,000	1,269.00	30,456,000	1.51
20	シークス	日本	株式	卸売業	29,400	385.36	11,329,584	1,003.00	29,488,200	1.46
21	ユニ・チャーム ペットケア	日本	株式	食料品	9,100	2,506.71	22,811,061	3,200.00	29,120,000	1.44
22	カカクコム	日本	株式	サービス業	83	311,000.00	25,813,000	333,000.00	27,639,000	1.37
23	ダイキン工業	日本	株式	機械	8,700	2,523.77	21,956,799	3,150.00	27,405,000	1.35
24	ワークスアプリケーションズ	日本	株式	情報・通信業	506	40,425.92	20,455,515	54,000.00	27,324,000	1.35
25	ソニー	日本	株式	電気機器	9,800	1,913.00	18,747,400	2,785.00	27,293,000	1.35
26	小松製作所	日本	株式	機械	14,800	1,185.18	17,540,664	1,818.00	26,906,400	1.33
27	ケーズホールディングス	日本	株式	小売業	8,700	1,257.00	10,935,900	2,960.00	25,752,000	1.27
28	エービーシー・マート	日本	株式	小売業	8,800	1,863.00	16,394,400	2,625.00	23,100,000	1.14
29	栗田工業	日本	株式	機械	8,000	1,734.00	13,872,000	2,830.00	22,640,000	1.12
30	ナカニシ	日本	株式	精密機器	2,900	5,640.00	16,356,000	7,790.00	22,591,000	1.12

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

## 投資有価証券の種類別投資比率

（平成21年10月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株式	97.18
合計	97.18

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 投資株式の業種別投資比率

（平成21年10月30日現在）

投資株式の種類	投資株式の業種	投資比率（％）
株式	電気機器	22.69
	小売業	11.54
	サービス業	9.34
	情報・通信業	7.63
	輸送用機器	7.60
	卸売業	7.37
	機械	7.23
	医薬品	5.72
	化学	4.74
	その他製品	2.37
	精密機器	2.36
	不動産業	1.75
	その他金融業	1.54
	食料品	1.44
	陸運業	1.05
	鉄鋼	0.92
	ガラス・土石製品	0.71
	倉庫・運輸関連業	0.47
	ゴム製品	0.38
建設業	0.33	
	合計	97.18

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。このほか、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合において、別の定めがある場合はそれに従います。

受益権の申込単位は、1円以上1円単位です。

本ファンドは現在、販売会社との自動けいぞく投資契約の締結を条件とした取得申込に限り受け付けています。

受益権の発行価格は、取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日の場合は午前9時から正午まで）

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

このほか、原則として計算日（ ）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「日本成長」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

申込手数料は、取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合および自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。このほか、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法

に定める資産管理機関等が解約請求を行う場合において、別の定めがある場合はそれに従います。解約請求の単位は、1口を最低単位として各販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約時の価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額( ) (基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

( 半日営業日の場合は午前9時から正午まで )

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

解約手数料はありません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

委託会社は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

#### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示することがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドが主要投資対象とする国内株式の評価は、原則として計算日における取引所の最終相場(終値)で評価します。

### (2) 信託期間

本ファンドの信託期間は、平成14年6月24日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了(繰上償還)事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

### (3) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとす

ることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(該当日)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (4) 信託の終了

委託会社は、投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。(約款第54条)

委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第54条第2項)

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第54条第3項)

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。(約款第54条第4項)

委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第54条第5項)

上記からまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。(約款第54条第6項)

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき(約款第55条第1項)
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(約款第56条第1項)
- ・受託会社が辞任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき(約款第58条第2項)

#### (5) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。(約款第59条第1項)

委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第59条第2項)

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第59条第3項)

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記の投資信託約款の変更をしません。(約款第59条第4項)

委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第59条第5項)

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするとき

は、上記の手續にしがいます。(約款第55条第2項)

## 第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。）を記載しています。これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいいます。）から抜粋して記載されたものです。
- b. ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成20年9月17日から平成21年3月16日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第15期計算期間（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 財務諸表

【モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド】

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (平成21年3月16日現在)	第15期 (平成21年9月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	12,240	22,584
親投資信託受益証券	67,489,271	104,798,092
未収入金	529,703	-
流動資産合計	68,031,214	104,820,676
資産合計	68,031,214	104,820,676
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	529,703	-
未払受託者報酬	34,312	43,074
未払委託者報酬	552,785	693,959
その他未払費用	72,559	91,109
流動負債合計	1,189,359	828,142
負債合計	1,189,359	828,142
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	105,783,226	116,344,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,941,371	12,352,253
（分配準備積立金）	14,031,534	12,546,495
純資産合計	66,841,855	103,992,534
負債純資産合計	68,031,214	104,820,676

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期	第15期
	自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	27,843,168	30,505,459
営業収益合計	27,843,168	30,505,459
営業費用		
受託者報酬	34,312	43,074
委託者報酬	552,785	693,959
その他費用	72,559	91,109
営業費用合計	659,656	828,142
営業利益又は営業損失( )	28,502,824	29,677,317
経常利益又は経常損失( )	28,502,824	29,677,317
当期純利益又は当期純損失( )	28,502,824	29,677,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,051,305	1,899,977
期首剰余金又は期首欠損金( )	8,468,067	38,941,371
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,909,758	4,632,485
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,909,758	4,632,485
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,931,543	5,820,707
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,931,543	5,820,707
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	38,941,371	12,352,253

[次へ](#)

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
1．有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資 信託受益証券の基準価額を用いて おります。	親投資信託受益証券 同左
2．その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成20 年 9月15日、平成21年 3月15日が 休日のため、平成20年 9月17日か ら平成21年 3月16日までとなって おります。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成21 年 3月15日が休日のため、平成21 年 3月17日から平成21年 9月15日 までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を指示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

#### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名は、以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - （1）資産の評価
    - （2）保管
    - （3）信託期間
    - （4）計算期間
    - （5）その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - （1）貸借対照表
    - （2）損益及び剰余金計算書
    - （3）注記表
    - （4）附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成14年6月24日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。このほか、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合において、別の定めがある場合はそれに従います。

(2) 受益権の申込単位は、1円以上1円単位です。

本ファンドは現在、販売会社との自動けいぞく投資契約の締結を条件とした取得申込に限り受付けています。

(3) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日の場合は午前9時から正午まで）

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

このほか、原則として計算日（ ）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「日本成長」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

(4) 申込手数料は、取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等がファンドの受益権の取得申込みを行う場合および自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(5) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

(6) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

#### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」という

ことがあります。)の方法により換金することができます。

(1) 解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。このほか、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の指図に基づいて同法に定める資産管理機関等が解約請求を行う場合において、別の定めがある場合はそれに従います。

(2) 解約請求の単位は、1口を最低単位として各販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(3) 解約時の価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（ ）（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日の場合は午前9時から正午まで）

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

(4) 解約手数料はありません。

(5) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

(6) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

(7) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(8) ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示することがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドが主要投資対象とする国内株式の評価は、原則として計算日における取引所の最終相場（終値）で評価します。

##### (2)【保管】

該当事項なし

##### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成14年6月24日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

##### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

##### (5)【その他】

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。（約款第54条）

- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第54条第2項）
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。（約款第54条第3項）
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。（約款第54条第4項）
- ・委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第54条第5項）
- ・上記 . から . までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 . の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。（約款第54条第6項）

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき(約款第55条第1項)
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(約款第56条第1項)
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき(約款第58条第2項)

#### 投資信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。(約款第59条第1項)
- ・委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第59条第2項)
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第59条第3項)
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記 . の投資信託約款の変更をしません。(約款第59条第4項)
- ・委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第59条第5項)

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手續にしたがいます。(約款第55条第2項)

#### 運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間末および信託終了日を基準日として、当該計算期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。(約款第61条)

#### 関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

## 2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

### (1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は自動けいぞく投資契約に基づき再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と

します。)に支払います。(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。)

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとして扱います。

(3) 買戻し請求権(信託契約の一部解約の実行請求権)

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、委託会社に1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。(詳しくは前記第2-2「換金(解約)手続等」をご参照ください。)

(4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定められた手続により行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

(5) 帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成20年9月17日から平成21年3月16日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第15期計算期間（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 1【財務諸表】

## 【モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (平成21年3月16日現在)	第15期 (平成21年9月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	12,240	22,584
親投資信託受益証券	67,489,271	104,798,092
未収入金	529,703	-
流動資産合計	68,031,214	104,820,676
<b>資産合計</b>		
	68,031,214	104,820,676
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	529,703	-
未払受託者報酬	34,312	43,074
未払委託者報酬	552,785	693,959
その他未払費用	72,559	91,109
流動負債合計	1,189,359	828,142
<b>負債合計</b>		
	1,189,359	828,142
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	105,783,226	116,344,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	38,941,371	12,352,253
( 分配準備積立金 )	14,031,534	12,546,495
純資産合計	66,841,855	103,992,534
<b>負債純資産合計</b>	68,031,214	104,820,676

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期	第15期
	自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	27,843,168	30,505,459
営業収益合計	27,843,168	30,505,459
営業費用		
受託者報酬	34,312	43,074
委託者報酬	552,785	693,959
その他費用	72,559	91,109
営業費用合計	659,656	828,142
営業利益又は営業損失( )	28,502,824	29,677,317
経常利益又は経常損失( )	28,502,824	29,677,317
当期純利益又は当期純損失( )	28,502,824	29,677,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,051,305	1,899,977
期首剰余金又は期首欠損金( )	8,468,067	38,941,371
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,909,758	4,632,485
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,909,758	4,632,485
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,931,543	5,820,707
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,931,543	5,820,707
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	38,941,371	12,352,253

**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
1．有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資 信託受益証券の基準価額を用いて おります。	親投資信託受益証券 同左
2．その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成20 年 9月15日、平成21年 3月15日 が休日のため、平成20年 9月17日 から平成21年 3月16日までとなっ ております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成21 年 3月15日が休日のため、平成21 年 3月17日から平成21年 9月15日 までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第14期 （平成21年 3月16日現在）	第15期 （平成21年 9月15日現在）
1．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 38,941,371円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 12,352,253円であります。
2．当該計算期間の末日 における受益権総数	105,783,226口	116,344,787口
3．1口当たり純資産額	0.6319円	0.8938円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日			第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日		
1. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は72,968,579円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。			1. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は80,267,599円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	-	-	A. 配当等収益	-	-
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	58,937,045	5,571.49	C. 収益調整金	67,721,104	5,820.72
D. 分配準備 積立金	14,031,534	1,326.43	D. 分配準備 積立金	12,546,495	1,078.38
分配可能額	72,968,579	6,897.92	分配可能額	80,267,599	6,899.10
2. その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。			2. その他費用 同左		
3. 欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。			3. 欠損金減少額および欠損金増加額 同左		

## （関連当事者との取引に関する注記）

第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
該当事項はありません。	同左

## （重要な後発事象に関する注記）

第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1．本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
期首元本額	100,831,696円	105,783,226円
期中追加設定元本額	22,844,251円	23,424,008円
期中一部解約元本額	17,892,721円	12,862,447円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第14期 （平成21年 3月16日現在）		第15期 （平成21年 9月15日現在）	
種類	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託 受益証券	67,489,271	24,657,349	104,798,092	28,568,104
合計	67,489,271	24,657,349	104,798,092	28,568,104

## 3．デリバティブ取引等関係

第14期 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	第15期 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日
ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

**(4) 【附属明細表】**

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー・ ジャパン・グロース・ マザーファンド	103,657,856	104,798,092	
	合計	103,657,856	104,798,092	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の平成21年9月15日現在（以下「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

## （１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成21年9月15日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	37,150,361
株式	2,542,675,890
未収入金	986,414,891
未収配当金	4,507,770
未収利息	50
流動資産合計	3,570,748,962
資産合計	3,570,748,962
負債の部	
流動負債	
未払解約金	686,203,120
流動負債合計	686,203,120
負債合計	686,203,120
純資産の部	
元本等	
元本	2,853,246,634
剰余金	
剰余金	31,299,208
純資産合計	2,884,545,842
負債純資産合計	3,570,748,962

（注）モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンドの計算期間は毎年3月16日から翌年3月15日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式）については移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券(ただし、ジャスダック上場株式は除く)は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>ジャスダック上場株式は原則として、計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>
2. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	(平成21年9月15日現在)
1. 計算日における受益権総数	2,853,246,634口
2. 1口当たり純資産額	1.0110円

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日
該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日
該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成21年9月15日現在)	
モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンドの第15期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	4,506,842,201円
期中追加設定元本額	64,015,190円
期中一部解約元本額	1,717,610,757円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド	103,657,856円
モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・ファンド	1,961,272,979円
モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンド (適格機関投資家専用)	788,315,799円
期末元本合計	2,853,246,634円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成21年9月15日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当該親投資信託の期首(平成21年3月17日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,542,675,890	722,809,512
合計	2,542,675,890	722,809,512

## 3. デリバティブ取引等関係

自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日
ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 有価証券明細表(株式)

平成21年9月15日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	日本円	千代田化工建設	16,000	735.00	11,760,000	
		ユニ・チャーム ペットケア	11,500	3,190.00	36,685,000	
		信越化学工業	3,800	5,480.00	20,824,000	
		エヌ・イー ケムキャット	9,000	1,370.00	12,330,000	
		J S R	10,300	1,700.00	17,510,000	
		扶桑化学工業	14,300	1,485.00	21,235,500	
		藤倉化成	26,600	551.00	14,656,600	
		太陽インキ製造	9,700	2,385.00	23,134,500	
		ナトコ	6,200	502.00	3,112,400	
		T & K T O K A	9,200	1,189.00	10,938,800	
		ミルボン	2,300	2,445.00	5,623,500	
		上村工業	5,400	3,950.00	21,330,000	
		中外製薬	23,300	1,881.00	43,827,300	
		ロート製薬	10,000	1,174.00	11,740,000	
		ツムラ	16,900	3,100.00	52,390,000	
		東和薬品	4,200	4,490.00	18,858,000	
		沢井製薬	1,100	5,220.00	5,742,000	
		大幸薬品	4,600	4,070.00	18,722,000	
		ニッタ	7,300	1,474.00	10,760,200	
		東洋炭素	2,700	4,660.00	12,582,000	
		日本碍子	3,000	2,020.00	6,060,000	
		新日本製鐵	17,000	335.00	5,695,000	
		住友金属工業	74,000	226.00	16,724,000	
		日本製鋼所	41,000	1,088.00	44,608,000	
		オーエム製作所	35,000	310.00	10,850,000	
		小松製作所	18,600	1,710.00	31,806,000	
		帝国電機製作所	2,100	1,869.00	3,924,900	
		ダイキン工業	11,100	3,350.00	37,185,000	
		栗田工業	10,100	3,050.00	30,805,000	
		新晃工業	57,000	306.00	17,442,000	
		岡野バルブ製造	16,000	1,016.00	16,256,000	
		東芝	20,000	464.00	9,280,000	
		安川電機	30,000	668.00	20,040,000	
		日本電産	8,900	6,850.00	60,965,000	
		第一精工	10,400	4,350.00	45,240,000	
		ワコム	417	221,000.00	92,157,000	
		アクセル	7,000	4,000.00	28,000,000	
		ソニー	12,400	2,420.00	30,008,000	
		メイコー	10,800	1,730.00	18,684,000	
		ローランド ディー . ジー .	15,600	1,335.00	20,826,000	
		ヒロセ電機	1,300	10,850.00	14,105,000	
		堀場製作所	5,300	2,180.00	11,554,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	日本円	キーエンス	1,400	18,570.00	25,998,000	
		シスメックス	4,100	4,000.00	16,400,000	
		ミヤチテクノス	17,300	690.00	11,937,000	
		レーザーテック	3,700	1,030.00	3,811,000	
		スタンレー電気	15,400	1,716.00	26,426,400	
		浜松ホトニクス	5,500	2,055.00	11,302,500	
		新光電気工業	12,800	1,846.00	23,628,800	
		キヤノン	18,000	3,550.00	63,900,000	
		リコー	30,000	1,314.00	39,420,000	
		東京エレクトロン	1,100	5,290.00	5,819,000	
		ダイハツディーゼル	33,000	502.00	16,566,000	
		デンソー	25,300	2,550.00	64,515,000	
		トヨタ自動車	13,500	3,750.00	50,625,000	
		G M B	7,400	640.00	4,736,000	
		田中精密工業	6,700	520.00	3,484,000	
		武蔵精密工業	12,200	1,631.00	19,898,200	
		今仙電機製作所	8,400	956.00	8,030,400	
		本田技研工業	7,500	2,795.00	20,962,500	
		安永	10,700	295.00	3,156,500	
		八千代工業	12,200	835.00	10,187,000	
		ナカニシ	3,700	7,850.00	29,045,000	
		国際計測器	7,800	714.00	5,569,200	
		マニー	2,000	6,740.00	13,480,000	
		H O Y A	9,300	2,130.00	19,809,000	
		S H O E I	16,400	1,000.00	16,400,000	
		遠藤製作所	32,300	319.00	10,303,700	
		日本写真印刷	1,500	5,040.00	7,560,000	
		ビジョン	4,900	3,380.00	16,562,000	
		任天堂	400	24,740.00	9,896,000	
		東日本旅客鉄道	3,400	6,360.00	21,624,000	
		アルプス物流	7,200	897.00	6,458,400	
		郵船航空サービス	9,800	1,084.00	10,623,200	
		インターネットイニシアティブ	199	212,800.00	42,347,200	
		プロトコーポレーション	6,700	2,800.00	18,760,000	
		ワークスアプリケーションズ	634	60,900.00	38,610,600	
		オービック	950	15,080.00	14,326,000	
		A C C E S S	99	266,500.00	26,383,500	
		デジタルガレージ	85	182,800.00	15,538,000	
		スクウェア・エニックス・ホールディングス	21,200	2,450.00	51,940,000	
		タビオ	6,600	881.00	5,814,600	
		第一興商	17,900	1,242.00	22,231,800	
		シークス	37,000	766.00	28,342,000	
		丸紅	150,000	468.00	70,200,000	
		三井物産	43,500	1,208.00	52,548,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	日本円	エーピーシー・マート	11,100	2,685.00	29,803,500	
		バルス	52	74,000.00	3,848,000	
		ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	47	350,000.00	16,450,000	
		ドトール・日レスホールディングス	11,500	1,390.00	15,985,000	
		あさひ	4,700	3,180.00	14,946,000	
		サンマルクホールディングス	8,000	2,810.00	22,480,000	
		良品計画	5,400	4,150.00	22,410,000	
		ゼビオ	4,000	1,993.00	7,972,000	
		ケーズホールディングス	10,900	2,930.00	31,937,000	
		アインファーマシーズ	7,500	2,625.00	19,687,500	
		ニトリ	11,050	7,400.00	81,770,000	
		ベルク	31,800	832.00	26,457,600	
		大阪証券取引所	89	427,000.00	38,003,000	
		住友不動産	24,000	1,909.00	45,816,000	
		カカクコム	105	323,000.00	33,915,000	
		ツクイ	8,600	1,572.00	13,519,200	
		メッセージ	70	178,000.00	12,460,000	
		CHINTAI	263	29,230.00	7,687,490	
		イーピーエス	48	383,000.00	18,384,000	
		楽天	1,338	57,000.00	76,266,000	
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	74,800	594.00	44,431,200	
		エン・ジャパン	28	121,000.00	3,388,000	
		ダイセキ	12,400	1,928.00	23,907,200	
	計	銘柄数 :	109		2,542,675,890	
		組入時価比率 :	88.1%		100.0%	
	合計				2,542,675,890	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年10月30日現在)

種類	金額
資産総額	106,474,084円
負債総額	234,690円
純資産総額（ - ）	106,239,394円
発行済口数	120,149,878口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8842円

(参考情報)

「モルガン・スタンレー・ジャパン・グロース・マザーファンド」の現況

## 純資産額計算書

(平成21年10月30日現在)

種類	金額
資産総額	2,027,085,143円
負債総額	3,623,414円
純資産総額（ - ）	2,023,461,729円
発行済口数	2,019,502,145口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0020円

**第5【設定及び解約の実績】**

下記決算期中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	10,004,714	0
2期	8,346,512	32,391
3期	8,559,421	8,369,221
4期	7,197,098	2,840,621
5期	7,730,252	1,904,508
6期	9,900,183	3,091,049
7期	10,861,331	5,152,553
8期	15,500,748	2,787,112
9期	14,465,043	4,461,288
10期	14,366,745	6,156,914
11期	13,925,804	6,489,004
12期	18,187,150	7,560,183
13期	17,492,575	6,861,036
14期	22,844,251	17,892,721
15期	23,424,008	12,862,447

（注1）本邦外における販売および解約はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年10月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

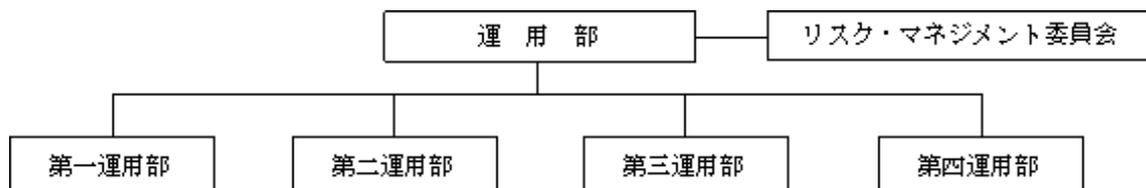
会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部門は、資産クラスごとに4つの部により構成されて主な担当業務は次のとおりです。

- 第一運用部・・・ 日本株式
- 第二運用部・・・ 債券
- 第三運用部・・・ 外国株式およびリート
- 第四運用部・・・ オルタナティブ（リートを除く）

第一運用部の日本株式の運用では、アクティブ型運用商品については、日本株式運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。

第二運用部の債券運用では、グローバル債券型運用商品については、日本の債券運用チームがグローバル債券チームの一員として基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。なお、国内債券型運用商品については、債券運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。

第三運用部の外国株式運用では、パッシブ型の運用商品については、外国株式運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。また、アクティブ型運用商品に関しては、運用の基本方針の策定、運用計画の立案はグループ海外運用拠点が先行し、実行は外国株式運用チームが行います。リートの運用についても、運用の基本方針の策定、運用計画の立案はグループ海外運用拠点が先行し、実行は外国株式運用チームが行います。

第四運用部は、リート以外の商品、ファンド・オブ・ヘッジファンズおよびプライベート・エクイティ等への投資を担当します。

なお、委託会社では、一部の運用商品については、運用に関わる権限の一部をグループの海外拠点に運用委託を行います。その場合、グループ海外運用拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

運用方針・ガイドライン等の遵守状況の確認およびパフォーマンス評価は「リスク・マネジメント委

員会」が行い、必要に応じて運用部に対してその対応を指示します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および投資運用業を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は平成21年10月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	67	745,061,424,784
合計	67	745,061,424,784

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」により作成しております。

なお、第14期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第15期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）および第15期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツによる監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

科 目	第14期 [平成20年3月31日]			第15期 [平成21年3月31日]		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
資 産 の 部						
流動資産						
預 金		3,628,348			3,172,084	
前 払 金		174			-	
前払費用		5,044			1,286	
未収委託者報酬		1,092,566			742,145	
未収収益		1,587,364			1,173,341	
未収消費税等		-			25,511	
未収還付法人税等		-			307,341	
繰延税金資産		186,256			113,712	
その他		2,987			6	
<b>流動資産計</b>		6,502,740	91.0		5,535,429	89.1
固定資産						
有形固定資産	1	5,086			4,639	
建 物	1,622			1,192		
器具備品	3,464			3,446		
投資その他の資産		637,214			670,947	
投資有価証券	6,114			529		
繰延税金資産	630,880			670,197		
預託金	200			200		
その他	20			20		
<b>固定資産計</b>		642,301	9.0		675,586	10.9
資産合計		7,145,042	100.0		6,211,015	100.0

科 目	第14期 [平成20年3月31日]			第15期 [平成21年3月31日]		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>負債の部</b>						
流動負債						
未払金		480,017			341,277	
未払収益分配金	13,798			7,724		
未払償還金	80,604			71,639		
未払手数料	318,114			261,871		
未払消費税等	66,710			-		
その他未払金	789			42		
未払費用		805,446			782,507	
未払法人税等		354,000			-	
預り金		26,295			26,228	
前受収益		68,730			3,101	
賞与引当金		266,145			22,322	
<b>流動負債計</b>		2,000,634	28.0		1,175,437	18.9
固定負債						
退職給付引当金		1,449,564			1,521,206	
<b>固定負債計</b>		1,449,564	20.3		1,521,206	24.5
<b>負債合計</b>		3,450,198	48.3		2,696,644	43.4

科 目	第14期 [平成20年3月31日]			第15期 [平成21年3月31日]		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>純資産の部</b>						
株主資本						
1 資本金		990,000	13.9		990,000	15.9
2 資本剰余金						
資本準備金	765,000			765,000		
<b>資本剰余金合計</b>		765,000	10.7		765,000	12.3
3 利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	1,940,368			1,759,650		
<b>利益剰余金合計</b>		1,940,368	27.2		1,759,650	28.3
株主資本計		3,695,368	51.7		3,514,650	56.6
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		525	0.0		278	0.0
<b>純資産合計</b>		3,694,843	51.7		3,514,371	56.6
<b>負債・純資産合計</b>		7,145,042	100.0		6,211,015	100.0

## (2)【損益計算書】

科 目	第14期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第15期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益						
委託者報酬		5,490,413			4,400,092	
投資顧問料		7,005,094			4,888,968	
その他営業収益		1,345,054			1,168,349	
<b>営業収益計</b>		13,840,562	100.0		10,457,409	100.0
営業費用						
支払手数料		1,265,633			1,289,157	
広告宣伝費		10,173			48,530	
調査費		3,995,869			3,412,650	
調査費	131,619			137,682		
委託調査費	3,864,250			3,274,967		
委託計算費		189,976			171,719	
営業雑経費		1,101,446			794,933	
通信費	10,874			6,944		
印刷費	97,411			126,444		
諸会費	15,606			15,190		
外部委託費	958,919			630,422		
その他	18,635			15,932		
<b>営業費用計</b>		6,563,100	47.4		5,716,992	54.7

科 目	第14期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第15期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
一般管理費						
給料		3,191,880			2,358,220	
役員報酬	174,701			388,781		
給料・手当	1,697,070			1,722,198		
賞与	797,494			170,001		
出向者負担金	522,613			77,238		
交際費		12,658			5,528	
寄付金		585			6,422	
旅費交通費		108,477			60,515	
租税公課		33,714			24,511	
不動産賃借料		472,661			388,801	
退職給付費用		313,338			333,149	
固定資産減価償却費		714			447	
器具備品費		123,921			160,566	
経営指導料		777,691			456,932	
事務委託費		457,886			391,714	
諸経費		716,930			599,671	
一般管理費計		6,210,460	44.9		4,786,483	45.8
営業利益又は営業損失( )		1,067,001	7.7		46,065	0.4
営業外収益						
受取利息		696			127	
有価証券売却益		5			14	
為替差益		-			156	
雑益		11,528			5,759	
法人税等還付加算金		13,217			-	
その他		235			402	
営業外収益計		25,682	0.2		6,461	0.1

科 目	第14期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第15期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外費用						
有価証券売却損		754			2,076	
為替差損		62,908			-	
雑損		1,185			8,022	
<b>営業外費用計</b>		64,847	0.5		10,098	0.1
経常利益又は経常損失( )		1,027,836	7.4		49,702	0.5
特別利益 1						
前期損益修正益		-			50,611	
<b>特別利益計</b>		-	0.0		50,611	0.5
特別損失 2						
前期損益修正損		-			146,333	
<b>特別損失計</b>		-	0.0		146,333	1.4
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失( )		1,027,836	7.4		145,425	1.4
法人税、住民税及び事業税	634,377			2,235		
法人税等調整額	156,071	478,306	3.5	33,057	35,292	0.3
当期純利益又は当期純損失( )		549,530	4.0		180,718	1.7

## （３）【株主資本等変動計算書】

第14期（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
平成19年 3月31日残高	990,000	765,000	765,000	4,890,838	4,890,838	6,645,838	1	6,645,840
当事業年度の変動額								
剰余金の配当				3,500,000	3,500,000	3,500,000		3,500,000
当期純利益				549,530	549,530	549,530		549,530
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							526	526
当事業年度の変動額合計	-	-	-	2,950,469	2,950,469	2,950,469	526	2,950,996
平成20年 3月31日残高	990,000	765,000	765,000	1,940,368	1,940,368	3,695,368	525	3,694,843

第15期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
平成20年 3月31日残高	990,000	765,000	765,000	1,940,368	1,940,368	3,695,368	525	3,694,843
当事業年度の変動額								
当期純損失				180,718	180,718	180,718		180,718
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							246	246
当事業年度の変動額合計	-	-	-	180,718	180,718	180,718	246	180,472
平成21年 3月31日残高	990,000	765,000	765,000	1,759,650	1,759,650	3,514,650	278	3,514,371

[次へ](#)

## 重要な会計方針

項目	第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるものについては期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。 時価のないものについては総平均法による原価法を採用しています。 減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の一株当たりの純資産額を基礎として算出した実質価額が、「帳簿価額」に比べ50%以上下落した場合に全て減損処理を行っています。</p>	<p>その他有価証券 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 6年～15年 器具及び備品 3年～10年</p>	<p>有形固定資産 同 左</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。</p>	<p>同 左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしています。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度支給額も計上しています。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	

項目	第14期	第15期
	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
6. 収益の計上基準	投資顧問料収入には、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された金額、成功報酬は顧客との投資顧問契約で定める計算方法により報酬金額確定時にその報酬金額を収益として計上しております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。	同左

## 重要な会計方針の変更

第14期	第15期
自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

第14期	第15期
自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
(1) 前期において、出向者負担金に含めて表示しておりました出向役員に対する報酬は、当期開催の株主総会における決議に基づき、役員報酬に含めて表示しております。なお、当期の役員報酬に含まれる出向役員に対する報酬額は、173,501千円です。また、前期の出向者負担金に含まれる出向役員に対する報酬額は、199,897千円です。	(1)
(2) 前期において、法人税、住民税及び事業税を含めた額を法人税等として表示しておりましたが、当期より法人税、住民税及び事業税と表示いたしました。	(2)

## 注記事項（貸借対照表関係）

第 14 期 [平成 20 年 3 月 31 日]	第 15 期 [平成 21 年 3 月 31 日]
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、建物6,540千円で、器具備品941千円です。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、建物6,970千円で、器具備品959千円です。

## （損益計算書関係）

第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日
	1. 特別利益は前事業年度分の不動産賃借料の調整にともなうものです。 2. 特別損失は前事業年度の調整として、委託調査費にともなうものが89,916千円、経営指導料にともなうものが56,417円です。

## （株主資本等変動計算書）

第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日
1. 発行済株式に関する事項 株式の種類    普通株式 前期末株式数    4,502 株 当期増加株式数    株 当期減少株式数    株 当期末株式数    4,502 株  2. 配当に関する事項 平成19年10月24日開催の取締役会において、平成19年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対する当期配当に関し次のように決議しました。 配当金の総額    3,500,000千円 1株当たりの金額    777,432円 支払請求の効力発生日    平成19年11月12日	1. 発行済株式に関する事項 同左  2.

(リース取引関係)

第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日
リース物件の所有権が借主に移転するとみとめられるもの以外のファイナンス・リース取引	
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
器具備品	
取得価額相当額	12,562千円
減価償却累計額相当額	12,562千円
期末残高相当額	<u>0千円</u>
2. 未経過リース料期末残高相当額(利息相当額を除く)	
一年内	- 千円
一年超	- 千円
合計	<u>- 千円</u>
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	1,235千円
減価償却費相当額	1,188千円
支払利息相当額	6千円
4. 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
5. 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額等減損会計に係る項目の記載は省略してあります。	

(有価証券関係)

第 14 期  
[平成20年3月31日]

## 1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式等	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,000	6,114	885
	合計	7,000	6,114	885

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
9,451	5	754

第 15 期  
[平成21年3月31日]

## 1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式等	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,000	529	470
	合計	1,000	529	470

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
12,938	14	2,076

## (デリバティブ取引関係)

第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同 左

## (退職給付会計)

第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	第 15 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日																
<p>採用している退職給付制度の概要</p> <p>1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度を設けています。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,449,564千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,449,564千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">313,338千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,449,564千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	1,449,564千円	退職給付費用	313,338千円	<p>採用している退職給付制度の概要</p> <p>1. 同 左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,521,206千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,521,206千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">333,149千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,521,206千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	1,521,206千円	退職給付費用	333,149千円
退職給付債務	1,449,564千円																
年金資産残高	-																
退職給付引当金	1,449,564千円																
退職給付費用	313,338千円																
退職給付債務	1,521,206千円																
年金資産残高	-																
退職給付引当金	1,521,206千円																
退職給付費用	333,149千円																

## (税効果会計関係)

第 14 期 [平成 20 年 3 月 31 日]	第 15 期 [平成 21 年 3 月 31 日]																																							
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">108,294千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">48,664千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">29,296千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">186,256千円</td></tr> </table> <p>(固定の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">589,827千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">41,050千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">630,880千円</td></tr> </table>	賞与引当金	108,294千円	未払費用	48,664千円	未払事業税	29,296千円	繰延税金資産合計	186,256千円	退職給付引当金	589,827千円	投資有価証券評価損	41,050千円	その他	2千円	繰延税金資産合計	630,880千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">9,083千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">26,285千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">99,109千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">209千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">134,687千円</td></tr> </table> <p>未収事業税</p>	賞与引当金	9,083千円	未払費用	26,285千円	繰越欠損金	99,109千円	その他	209千円	繰延税金資産合計	134,687千円	20,975千円 <p>繰延税金負債合計</p>	20,975千円 <p>繰延税金資産の純額</p>	113,712千円 <p>(固定の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">618,769千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">191千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">51,234千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">670,197千円</td></tr> </table>	退職給付引当金	618,769千円	投資有価証券評価損	191千円	繰越欠損金	51,234千円	その他	2千円	繰延税金資産合計	670,197千円
賞与引当金	108,294千円																																							
未払費用	48,664千円																																							
未払事業税	29,296千円																																							
繰延税金資産合計	186,256千円																																							
退職給付引当金	589,827千円																																							
投資有価証券評価損	41,050千円																																							
その他	2千円																																							
繰延税金資産合計	630,880千円																																							
賞与引当金	9,083千円																																							
未払費用	26,285千円																																							
繰越欠損金	99,109千円																																							
その他	209千円																																							
繰延税金資産合計	134,687千円																																							
退職給付引当金	618,769千円																																							
投資有価証券評価損	191千円																																							
繰越欠損金	51,234千円																																							
その他	2千円																																							
繰延税金資産合計	670,197千円																																							
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">5.1</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">45.9</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	5.1	住民税均等割額	0.2	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">63.35</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.57</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.04</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">24.27</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69	(調整)		永久に損金に算入されない項目	63.35	住民税均等割額	1.57	その他	0.04	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.27															
法定実効税率	40.7																																							
(調整)																																								
永久に損金に算入されない項目	5.1																																							
住民税均等割額	0.2																																							
その他	0.2																																							
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9																																							
法定実効税率	40.69																																							
(調整)																																								
永久に損金に算入されない項目	63.35																																							
住民税均等割額	1.57																																							
その他	0.04																																							
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.27																																							

[次へ](#)

## （関連当事者情報）

第14期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等 該当はありません。											
2．役員及び個人主要株主等 該当はありません。											
3．子会社等 該当はありません。											
4．兄弟会社											
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド	米国デラウェア州	5,754百万米ドル	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	18% (間接)	なし	当社への社員派遣(出向)	人材派遣(グループ会社への社員の出向)	522,613千円	未払費用	76,549千円
取引決定条件及び取引条件の決定方針：社員出向時の契約に基づき決定しております。											
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国ニューヨーク州	25,000米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	1,343,975千円	未収収益	57,475千円
								委託調査費	1,747,501千円	未払費用	177,742千円
								外部委託費	403,610千円		
								営業雑経費その他	2,019千円		
								経営指導料	777,691千円		
取引決定条件及び取引条件の決定方針：1．投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。 2．委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。 3．外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。 4．営業雑経費その他については、一般的取引条件と同様に決定しております。 5．経営指導料については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドより提示された料率を基礎として当該会社の4半期ごとに決定しています。											

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の間接子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	743 百万米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	2,679,308千円	未収収益	119,838千円
								委託調査費	1,915,065千円	未払費用	166,102千円
								外部委託費	425,266千円		

取引決定条件及び取引条件の決定方針：1. 投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。  
2. 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。  
3. 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー証券株式会社	日本東京都渋谷区	992 億円	金融商品取引業	0%	なし	事務委託契約	IT管理部門に係る人件費、その他一般管理費の立替金の支払い	1,503,643千円	未払費用	218,021千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針：一般取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	日本東京都渋谷区	1,000 万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	0%	なし	当社への社員派遣(出向)	人材派遣(グループ会社への社員の出向)	365,410千円	未払費用	42,106千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針：社員出向時の契約に基づき決定しております。

## 第15期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度から「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。この結果、従来の開示に加えて、親会社に関する情報を開示しております。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

該当はありません。

## (3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニュー ヨーク州	25,000 米ドル	投資顧問業	0%	委託契約	投資顧問料等	853,349千円	未収収益	78,975千円
							委託調査費	1,290,685千円	未払費用	108,608千円
							外部委託費	240,970千円		
							営業雑経費 その他	1,566千円		
							経営指導料	456,932千円		
							過年度経営 指導料	56,417千円		
							過年度委託 調査費	55,235千円		

取引条件及び取引条件の決定方針： 1. 投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

4. 経営指導料については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドより提示された料率を基礎として決定しています。

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	743 百万米ドル	投資顧問業	0%	委託契約	投資顧問料等	1,512,830千円	未収収益	32,059千円
							委託調査費	1,844,738千円	未払費用	156,923千円
							外部委託費	329,224千円		
							過年度委託調査費	30,766千円		

取引条件及び取引条件の決定方針： 1．投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2．委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3．外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区	992 億円	金融商品取引業	0%	事務委託契約	事務委託費	1,523,702千円	未払費用	383,604千円

取引条件及び取引条件の決定方針：一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

### (1) 親会社情報

モルガン・スタンレー（ニューヨーク証券取引所等に上場）  
モルガン・スタンレー・キャピタル・マネージメントLLC（非上場）  
モルガン・スタンレー・ドメスティック・キャピタル・インコーポレーテッド（非上場）  
モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド（非上場）  
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングズ・インコーポレーテッド（非上場）  
モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック（ホールディングズ）リミテッド（非上場）  
MSDW-JL ホールディングズIリミテッド（非上場）  
モルガン・スタンレー・ジャパン（ホールディングズ）リミテッド（非上場）  
MSDW-JL ホールディングズIIリミテッド（非上場）  
MSJLホールディングズ 4682リミテッド（非上場）  
MSJLホールディングズ・リミテッド（非上場）  
MS CYM プリファード・リミテッド（非上場）  
MSJSプリファード有限会社（非上場）  
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

第14期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		第15期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
1 . 1 株当たり純資産額 820,711円 2 . 1 株当たり当期純利益 122,063円 3 . なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 4 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。 第14期 (自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日)		1 . 1 株当たり純資産額 780,624円 2 . 1 株当たり当期純損失 40,141円 3 . なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 4 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
当期純利益	549,530千円	当期純損失	180,718千円
普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円
普通株式にかかる当期純利益	549,530千円	普通株式にかかる当期純損失	180,718千円
普通株式の期中平均株式数	4,502株	普通株式の期中平均株式数	4,502株

## ( 重要な後発事象 )

第14期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第15期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
該当事項はありません。	同 左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更には、株主総会の決議が必要です。

訴訟その他重要事項

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成21年3月末現在の資本金の額は324,279百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

## ( 2 ) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
損保ジャパンDC証券株式会社	11,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

**2【関係業務の概要】**

## ( 1 ) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、ファンドの信託業務の一部を委託することがあります。

<日本マスタートラスト信託銀行株式会社の概要>

資本金の額

平成21年3月末現在の資本金の額は10,000百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

## ( 2 ) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱、一部解約・収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**3【資本関係】**

委託会社と上記の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案等を使用してファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。また、目論見書に投資信託約款の全文を添付し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の詳細な記載内容について、当該投資信託約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。なお、目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年5月1日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝又三郎 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンドの平成20年9月17日から平成21年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンドの平成21年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 村山周平 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年10月29日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任

社員

業務執行

社員

公認会 勝 又 三 印

計士 郎

指定有限責任

社員

業務執行

社員

公認会 山 田 信 印

計士 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンドの平成21年3月17日から平成21年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー 日本株式グロース・ファンドの平成21年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 村山周平 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。